

## 「(仮称) 三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」を制定します。

議員は、市民の負託を受けた代表者であることから、その負託に応えるため、高い倫理観と品位が求められており、一定の権力を背景とした議員によるハラスメントは言語道断であり、根絶に向けての取組が必要です。

一方で近年、議員に対するSNS等のソーシャルメディア上の誹謗中傷等により、精神的に追い詰められ、人生を奪われる事象も発生しています。また、国の実態調査においても、地方議会の議員及び議員になろうとする者に対するハラスメントによって、公平な政治参画への機会を阻害している実態が示されています。

三次市議会では、こうしたことを背景に、議員によるハラスメントはもちろん、議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントも根絶するため、標題の条例を制定しようとしています。

この条例では、第3条に「市議会議員の責務」を定め、次の第4条に「市民の責務」を定めており、「市民は、この条例の趣旨である政治分野における男女共同参画の推進を尊重するとともに、市議会議員等に対するハラスメントの根絶に協力するよう努めるものとする。」としています。

このことについて、ご意見がございましたらお聞かせいただくよう、よろしくお願ひします。

## 【第3条, 第4条抜粋】

### (市議会議員の責務)

第3条 市議会議員及び市議会議員になろうとする者は、市民の代表者としての責務を自覚するとともに、高い倫理観が求められることを念頭に、ハラスメントが個人の尊厳を不适当に傷つけ、人格権その他の基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。

2 市議会議員及び市議会議員になろうとする者は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して三次市議会（以下「市議会」という。）からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

3 市議会議員は、市民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に、かつ、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。

### (市民の責務)

第4条 市民は、この条例の趣旨である政治分野における男女共同参画の推進を尊重するとともに、市議会議員等に対するハラスメントの根絶に協力するよう努めるものとする。